

★同一建物等居住者減算対象者の確認について(訪問サービス)★

- 平成30年度法改正に伴い、同一建物等居住者サービス提供減算の条件が一部変更となっています。仙台市では対象者の確認のため、別掲依頼書により定期的に利用者一覧の提出をサービス事業所の皆様をお願いいたします。提出いただく一覧表の作成にあたっては以下の点についてご留意願います。なお一覧は提出の対象月に限らず毎月作成していただきますようお願いいたします。(実地指導の際は確認させていただきます)

【作成にあたっての注意】(参考様式はホームページ掲載)

- ▽提出(作成)頂く書式は任意ですが、参考様式1を参考にしてください。(居所は必ず必要です)
- ▽月の利用者数の算定にあたっては、参考様式2を参考に居住建物ごとに確認願います。
- *サービス種類ごとに基準が異なります。参考様式も種別で作成していますので注意願います。念のため改めて減算の基準を記載します。

訪問介護(訪問介護型、生活支援訪問型※1)、夜間対応型、訪問看護、訪問リハビリテーション

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住するもの(③を除く)
- ② ①以外の範囲に所在する建物に居住する利用者で、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合
- ③ ①に該当する建物の内、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上

減算率	①及び②の場合	10%減算
	③の場合	15%減算

☑上記の条件に記載している「1月あたりの〇〇人」は以下のように計算します。

《②③共通》

- ・当該利用月の利用者数の平均で考える。【参考様式2参照】

$$\frac{\text{日毎の当該建物の利用者数(※)の月累計}}{\text{当該月の日数}} = \text{当該利用月の利用者数の平均}$$

※小数点以下は切捨て

*「日毎の当該建物の利用者数」について厚生労働省振興課確認事項

【集団指導説明資料と一部異なりますのでご注意願います。】

Q 平成30年度法改正に伴う課長通知(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)変更に関して、利用者数の計算について、「1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。」とされているが、この1日ごとの該当する建物に居住する利用者数には当日サービス提供を受けていない利用者も含めて計算するのか。

A この場合の利用者数は当該事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住し、当該月に1回以上サービス提供を受けた利用者の数となります。

従って1月間の利用者数の平均は、当該月における一日ごとの「サービス提供契約が有り該当する建物に居住し、当該月に1回以上のサービスを受けた利用者の数」を合計し、当該月の暦日で除して計算する。

例えば、該当建物に居住し当該事業所とサービス提供契約が継続している方については、実際にサービスを提供していない日(例えば月・水・金のサービス提供であっても火・木・土・日)も利用者としてカウントする事になります。

但し当該建物への入居や退去、サービス提供契約の新規契約や解除があった場合はその異動日から(又はまで)の算定となります。また当該月に一度も利用のない方は当然利用者数には含まれません。

◀訪問介護のみ ③▶

・利用者数の計算上、訪問介護型、生活支援訪問型の利用者も一緒にカウントする。

(注)カウント上は一緒に行うが、減算基準は一緒ではないので注意

【※1 訪問介護型、生活支援訪問型利用者の減算 平成30年10月1日以降利用分より】

訪問介護型、生活支援訪問型の同一建物等居住者にサービスを提供する場合

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住するもの
- ② ①以外の範囲に所在する建物に居住する利用者で、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合

減算率 ①②とも 10%減算

* 区分支給限度額計算は減算後の単位で行う(訪問介護は減算前で計算)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人数のカウントは訪問介護等と同じ)

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住するもの(②を除く)
- ② ①に該当する建物内、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上

減算	①の場合	600単位減算/月
	②の場合	900単位減算/月

[根拠]

● 指定居宅サービスに『要する費用の額の産地に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(平成12年3月1日労企第36号厚生省老健福祉局企画局長通知) 平成30年3月22日付け改正

【介護保険最新情報 Vol. 628】

● 平成30年度地域支援事業実施要綱等の改正点について 平成30年5月11日事務連絡 【介護保険最新情報 Vol. 653】